



令和5年3月8日 精神保健福祉審議会

アルコール健康障害対策推進計画の 令和3年度の実施状況について

福祉保健部健康増進課

具体的な施策の取組状況

(1) 普及啓発活動の推進

① 県民の理解の増進

ア アルコール関連問題啓発週間※における広報啓発 ※11/10～11/16	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進に関する包括連携協定締結企業とのタイアップによるポスターの作成、配布 ポスター掲示及び市町村へポスター配布 健康増進課Twitterアカウントにおいて、啓発週間に併せて情報を発信
イ アルコール・ハラスメントの防止	—
ウ アルコール依存症等に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> 市民公開セミナー依存症保健講演会の開催 1回 アディクションフォーラム2021の開催 1回
エ 自殺防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康相談統一ダイヤルの番号や各種相談窓口を掲載するHPのQRコードを記載した携帯型カードの作成し、二次救急医療機関等へ配布
オ 民間団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 市民公開セミナー依存症保健講演会の開催 1回【再掲】 アディクションフォーラム2021の開催 1回【再掲】

② 人材の確保・育成

ア 研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパーの養成：9,464人（R3年度末時点累計人数） アルコール依存症家族教室へ関係機関支援者への参加呼びかけ 依存症対策全国センターが実施する研修への医師、看護師、コメディカルの派遣
---------	--

③ 情報の収集

ア 実態の解明	—
---------	---

(2) 未成年者等の飲酒の誘因防止

① 未成年者等への啓発

ア 未成年者等の飲酒防止	<ul style="list-style-type: none">• 未成年者の飲酒・喫煙防止ポスターの作成・配布• 酒類販売管理研修：24回開催（未成年者への酒類提供禁止の指導強化）• 酒類を飲用した未成年者の補導の強化• 風俗営業管理者講習において未成年者への酒類提供禁止に関し周知徹底• 風俗営業店及び深夜酒類提供飲食店への立入調査において、未成年者への酒類提供禁止に関する指導
イ アルコールに関する教育	<ul style="list-style-type: none">• 小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領に基づいた教育の実施• 学校保健計画へ「薬物乱用防止教育」及び「がん教育」の機会を明記し、全職員による共通理解の徹底

(3) 妊婦健康診査及び保健指導

① 妊産婦等への支援

ア 妊産婦等への普及啓発	<ul style="list-style-type: none">• 妊婦への飲酒の悪影響等について、市町村や産科医療機関の母子保健従事者への研修会等による周知
--------------	---

(4) 相談支援の充実

①相談機能の強化

ア 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">依存症相談窓口の設置（R元年8月1日）ホームページやWeb広告により、相談先を明示
イ 県民からの相談に対する支援	<ul style="list-style-type: none">依存症相談窓口及び保健所において、アルコール健康障害に関する相談指導 延559件依存症当事者ミーティングの開催 9回依存症家族教室（テーマ：アルコール）の開催 2回
ウ 災害時における相談	<ul style="list-style-type: none">DPAT後続隊研修の開催 1名
エ 運転適性相談	<ul style="list-style-type: none">山梨県総合交通センター等による運転適性相談の実施処分者講習において、アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）（0～40点）の15点以上の者に対して、医師の診察やカウンセリングへの受診勧奨を実施
オ 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">依存症相談窓口及び保健所での個別支援において、自助グループやサービス提供事業所等の関係機関との連携を実施依存症連携会議の開催 1回国モデル事業を活用し、治療拠点機関において、自助グループメンバーによる院内相談の実施
カ 生活困窮者に対する相談	<ul style="list-style-type: none">自立相談支援機関において、相談支援員が相談対応を実施
キ ホームレスに対する相談	<ul style="list-style-type: none">全国調査に伴い、ホームレス数の把握を実施し、生活保護などの公的支援へのつなぎを実施

(5) 医療体制の充実

①医療提供体制の整備

ア 医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none">• 依存症連携会議の開催 1回【再掲】• 依存症対策全国センターが実施する研修への医師、コメディカルの派遣【再掲】• 国モデル事業を活用し、治療拠点機関において、自助グループメンバーによる院内相談の実施【再掲】
イ 精神科救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none">• 精神科救急受診相談センターで24時間365日の相談対応を実施• 山梨県精神科救急24時間医療事業連絡調整委員会の開催 1回
ウ 身体科と精神科の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none">• 精神・身体合併症患者医療提供体制整備検討会議及び医療ワーキングを開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止
エ メディカルコントロール協議会との協働	<ul style="list-style-type: none">• 山梨県メディカルコントロール協議会精神部会の開催 1回

②精神科医師等の確保

ア 医療従事者確保のための環境整備	<ul style="list-style-type: none">• 県内の公立病院で業務に従事しようとする医学部生、看護学生へ修学資金の貸与を実施
イ 精神科認定看護師の確保・支援	<ul style="list-style-type: none">• 精神科領域の受講はなし

(6) 飲酒運転の防止

① 飲酒運転の撲滅

ア 飲酒運転を許さない社会環境づくり	<ul style="list-style-type: none">市町村に対し市町村ごとの飲酒事案件数を通知し、実情に応じた広報啓発を依頼酒類提供店等へ飲酒運転根絶啓発物品の配布飲酒運転根絶モデル事業所を認定各警察署において、酒類提供店を訪問し、ハンドルキーパー運動の周知を実施自動車運転代行業者に対し、客が途中で乗り出すことのないよう駐車場への確実な駐車に関する指導
イ 交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none">各種イベント等において、飲酒体験ゴーグル等により、飲酒運転の危険性について啓発を実施

(7) 社会復帰への支援

① 社会復帰への支援

ア 当事者及び家族への支援	<ul style="list-style-type: none">依存症相談窓口及び保健所において、アルコール健康障害に関する相談指導 延559件【再掲】依存症当事者ミーティングの開催 9回【再掲】依存症家族教室（テーマ：アルコール）の開催 2回【再掲】国モデル事業を活用し、治療拠点機関において、自助グループメンバーによる院内相談の実施【再掲】
---------------	---

(8) 民間団体の活動に対する支援・連携

① 民間団体の活動に対する支援・連携

ア 情報提供	<ul style="list-style-type: none">市民公開セミナー依存症保健講演会の開催 1回【再掲】アクションフォーラム2021の開催 1回【再掲】依存症相談窓口及び保健所での個別支援において、自助グループやサービス提供事業所等の関係機関との連携を実施【再掲】依存症連携会議の開催 1回【再掲】依存症相談窓口及び保健所において、アルコール健康障害に関する相談指導 延559件【再掲】依存症当事者ミーティングの開催 9回【再掲】
--------	--

数値目標の状況

指標	計画策定時	現況値 (令和3年度末)	目標値
生活習慣病のリスクを高める量のアルコールを摂取している者の割合	男性 13.0% 女性 7.8% (2014 (平成26) 年度)	調査なし	男性 10.1% 女性 2.9% ※健やか山梨21に準ずる
未成年者の飲酒	中学3年 男子 6.0% 女性 6.1% 高校3年 男子 12.1% 女性 8.7% (2016 (平成28) 年度)	調査なし	0% ※健やか山梨21に準ずる
妊娠中の飲酒	1.1% (2016 (平成28) 年度)	0.3% (令和3年度) 【母子保健事業実施状況報告】	0% ※健やか山梨21に準ずる
依存症相談拠点 依存症専門医療機関 依存症治療拠点機関	未設置	【相談拠点】 精神保健福祉センター 【専門医療機関】 山梨県立北病院、住吉病院 【治療拠点機関】 山梨県立北病院	各1箇所以上設置

○生活習慣病のリスクを高める量のアルコールを摂取している者の割合

- ・ 保険者実施の特定健診/保健指導研修会等により支援技術のスキルアップを図る
- ・ 地域職域・保健連携推進事業や関連事業を通じて、健やか山梨21中間評価に係る情報発信・普及啓発に努める
※県民栄養調査（令和4年度実施）にて数値把握予定

○未成年者の飲酒

- ・ 小・中・高校を対象に健康出前講座の実施
※子どもの喫煙等母子保健関係調査（令和4年度実施）にて数値把握予定

○妊娠中の飲酒

- ・ 妊婦等に対して飲酒の影響に関する知識の普及を図るため、市町村や産科医療機関等において、アルコール健康障害に関する教育を実施できるよう、資質向上に向けた取組について周知を行う
- ・ 母子保健地域組織へアルコール健康障害について周知し、声かけ活動に反映できるよう働きかける

○依存症相談拠点、専門医療機関、治療拠点機関

- ・ 相談拠点、専門医療機関、治療拠点機関等の関係機関を構成員とする会議を通じ、各機関の有機的な連携体制の構築等を検討
- ・ 構成団体での協働により、フォーラム等を通じて依存症に関する情報発信を行う

○現行計画の計画期間

- 平成30年度～令和4年度（5か年）
- 今年度が計画の最終年度

○次期計画について

- 令和5年度内に国アルコール健康障害対策推進基本計画【第2期】を参考に見直し実施

山梨県アルコール健康障害対策推進計画 概要

I 策定の趣旨等

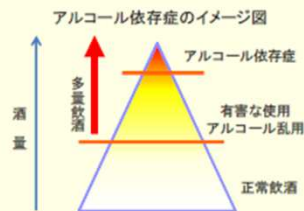
- 策定の趣旨
 - ・清らかな水が豊富な山梨県には、14の蔵元があり、地域ごとに異なる水質で多彩な日本酒を造っている。
 - ・また、本県は日本のワイン発祥の地であり、日本を代表するワイン産地である。
 - ・一方で、不適切な飲酒は、アルコール依存症やアルコール健康障害の原因となる。
 - ・アルコール健康障害対策基本法では、都道府県は、アルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされている。

アルコール健康障害

本人の健康問題だけでなく、飲酒運転や暴力、虐待、自殺など、その人の家族や周囲の人々への深刻な影響や重大な社会問題を引き起こす。

- 計画の位置付け
 - ・健康増進法第8条の既定に基づき策定された「健やか山梨21（第2次）」などと調和を図りつつ、アルコール健康障害対策基本法第14条第1項の規定に基づき策定する。

- 本計画の計画期間
 - ・平成30年度を初年度とし、令和4年度までの5か年間とする。



II 現状及び課題

- (アルコール関連問題に関する相談件数)
 - ◇近年、増加傾向にあり、平成28年度は、精神保健福祉センター及び保健所を合わせて、620件。
- (アルコール依存症者の生涯経験者数(推計人数))
 - ◇山梨県の平成24年の成人人口に置き換えた場合、本県のアルコール依存症の生涯経験者は、0.7万人と推計。
- (飲酒運転による人身事故)
 - ◇発生件数及び負傷者数は横ばい、死者数は増加傾向。

課題① 正しい知識の普及及び人材育成

- ・飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する知識について、広く県民に普及。
- ・依存症者等の相談に応じている市町村職員などの対応力を向上。

課題② 相談及び治療拠点の整備

- ・アルコール健康障害を有している者等が気軽に相談できるよう相談窓口を明確化。
- ・診療については、地域における依存症治療の拠点となる専門医療機関を定め、支援体制を構築。

III 基本方針

1. 正しい知識の普及や不適切な飲酒を防止。
2. 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
3. 医療における質の向上と連携の促進
4. アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

【基本理念】

発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策の適切な実施により、適正飲酒を実現

IV 施策体系

段階	施策の柱
発生予防	(1) 普及啓発活動の推進 ⇒アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)を中心に、県地のアルコール関連問題に対する関心と理解を促す。 (2) 不適切な飲酒の誘引の防止 ⇒小中学校、中学校及び高等学校において、アルコールが心身に及ぼす影響等について教育を行う。 (3) 妊婦健康診査及び保健指導 ⇒妊婦健康診査及び保健指導等を通じて、妊婦自身や乳児への飲酒の影響等に留意する知識等の普及啓発を図る。
進行予防	(4) 相談支援の充実 ⇒アルコール健康障害を有している人等が必要な相談を受けることができ、地域における相談体制の充実を図る。 (5) 医療体制の充実 ⇒治療等の拠点となる専門医療機関及び治療拠点を定め、適切な医療が受けられるよう支援体制を整備する。
再発予防	(6) 飲酒運転の防止 ⇒関係機関・団体と連携する中、飲酒運転検挙の取組を促し、飲酒運転を抑制するための取組を推進する。 (7) 社会復帰への支援 ⇒研修や職業訓練を通じて当事業及び家族を支援する。 (8) 民間団体の活動に対する支援・連携 ⇒関係機関に対し、回復支援に役立つ社会資源についての情報を提供し、

V 数値目標

指標	現況値	目標値(H34年度)
生活習慣病のリスクを高める量のアルコールを摂取している者の割合	男性 13.0% 女性 7.8% (平成26年度)	男性 10.1% 女性 2.9% (目標値の達成を目指す)
未成年者の飲酒	中学3年 男子 12.9% 女子 16.1% 高校3年 男子 15.2% 女子 13.3% (平成28年度)	0% (目標値の達成を目指す)
妊娠中の飲酒	1.1% (平成28年度)	0% (目標値の達成を目指す)
依存症相談拠点 依存症専門医療機関 治療拠点機関	未設置	各1箇所以上 設置
飲酒運転による事故	63件 (平成29年度)	0件

アルコール健康障害対策推進基本計画【第2期（令和3年度～令和7年度）】

令和3年3月26日閣議決定

1. 基本理念

- アルコール健康障害の発生・進行・再発の各段階での防止対策を適切に実施
- アルコール健康障害の本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことを支援
- 関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等に係る施策との有機的な連携

2. 重点課題

	アルコール健康障害の発生予防	進行予防	再発予防
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒に伴うリスクの知識の普及 ○不適切飲酒を防止する社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人・家族がより円滑に支援に結びつくように、切れ目のない支援体制（相談⇒治療⇒回復支援）の整備 	
重点目標	<p>基本計画【第1期】の目標</p> <p>↓ 継続 ↓</p> <p>①生活習慣病リスクを高める量^(※)の飲酒者の減少 ※純アルコール摂取量/日 男性40g以上, 女性20g以上</p> <p>（男性 15.3% (H22) → 14.9% (R1) → 13.0% (目標) 女性 7.5% (H22) → 9.1% (R1) → 6.4% (目標)</p> <p>②20歳未満の者・妊娠中の者の飲酒をなくす</p> <p>（高3男子 21.7% (H22) → 10.7% (H29) → 0% (目標) 高3女子 19.9% (H22) → 8.1% (H29) → 0% (目標) 妊娠中 8.7% (H22) → 1.2% (H29) → 0% (目標)</p>	<p>基本計画【第1期】の目標</p> <p>・全都道府県に相談拠点・専門医療機関を整備（概ね達成見込み）</p> <p>↓ 改定 ↓</p> <p>③関係機関の連携のため、都道府県等で連携会議の設置・定期開催</p> <p>相談拠点 ↔ 医療機関 ↔ 自助グループ等</p> <p>④アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上 (現状)アルコール依存症のイメージ (H28 内閣府世論調査) ・本人の意思が弱いだけであり、性格的な問題である(43.7%) 等 ※治療に結びつきにくい社会的背景の1つに、依存症への誤解・偏見</p> <p>⑤アルコール健康障害事例の継続的な減少 (現状)アルコール性肝疾患 患者数 3.7万人 (H29患者調査)、死亡者数 0.5万人 (R1)</p>	
関連指標	<ul style="list-style-type: none"> ○問題飲酒者の割合 (現状) 男性:21.4% 女性:4.5% (H30) ※アルコール使用障害簡易スクリーニングテスト(AUDIT) 8点以上 ○一時多量飲酒者の割合 (現状) 男性:32.3% 女性:8.4% (H30) ※過去30日間で一度に純アルコール60g以上飲酒 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○アルコール依存症が疑われる者数〔推計〕と受診者数の乖離 (いわゆる治療ギャップ) (現状) 受診者数(NDBベース) 外来10.2万人、入院2.8万人 (H29) 生涯経験者〔推計〕 54万人(H30) 依存症が疑われる者(AUDIT15点以上)〔推計〕 303万人(H30) など 	

【参考】アルコール健康障害対策推進基本計画【第2期】

3. 基本的施策

※下線は基本計画【第1期】からの主な変更箇所

①教育の振興等

- ・小中高、大学等における飲酒に伴うリスク等の教育の推進
- ・職場教育の推進（運輸業の乗務員等）
- ・年齢、性別、体質等に応じた「飲酒ガイドライン」（普及啓発資料）作成
- ・女性、高齢者などの特性に応じた啓発
- ・アルコール依存症に関する正しい知識の啓発 等

②不適切な飲酒の誘引の防止

- ・酒類業界による広告・宣伝の自主基準の遵守・必要に応じた改定
- ・酒類の容器へのアルコール量表示の検討
- ・酒類販売管理研修の定期受講の促進
- ・20歳未満の者への酒類販売・提供禁止の徹底 等

③健康診断及び保健指導

- ・健診・保健指導でのアルコール健康障害の早期発見・介入の推進
- ・地域の先進事例を含む早期介入ガイドラインの作成・周知
- ・保健師等の対応力向上のための講習会の実施
- ・産業保健スタッフへの研修等による職域での対応促進 等

④アルコール健康障害に係る医療の充実等

- ・アルコール健康障害の早期発見・介入のため、一般の医療従事者（内科、救急等）向けの研修プログラムの普及
- ・専門医療機関と地域の精神科等の連携促進等により、より身近な場所での切れ目のない医療提供体制の構築
- ・「一般医療での早期発見・介入」、「専門医療機関での治療」から「自助グループ等での回復支援」に至る連携体制の推進
- ・アルコール依存症の治療法の研究開発 等

⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- ・飲酒運転、暴力、虐待、自殺未遂等を行い、依存症等が疑われる者を治療等につなぐ取組の推進

⑥相談支援等

- ・地域の相談拠点を幅広く周知
- ・定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関（行政、医療機関、自助グループ等）の連携体制の構築
- ・相談支援を行う者の対応力向上に向けた研修等の実施
- ・依存症者や家族に対する支援プログラムの実施
- ・災害や感染症流行時における相談支援の強化 等

⑦社会復帰の支援

- ・アルコール依存症者の復職・再就職の促進
- ・治療と就労の両立を支援する産業保健スタッフ等の育成・確保
- ・依存症からの回復支援に向けた自助グループ、回復支援施設の活用促進 等

⑧民間団体の活動に対する支援

- ・自助グループの活動や立ち上げ支援
- ・感染症対策等の観点で、オンラインミーティング活動の支援
- ・相談支援等において、自助グループ等を地域の社会資源として活用

⑨人材の確保等 ⑩調査研究の推進等

基本的施策①～⑧に掲げる該当項目を再掲